

カット愛労委に 不当命令！

本日3月30日、名古屋地方本部に愛知県労働委員会から、2008年10月10日に不当労働行為の救済を求めた「カット愛労委」の命令書が送付されてきました。

その内容は、「本件申立てを棄却する」という認められない不当命令です。私たちの主張は何一つ認められず、会社の主張のみが採用されているものでした。

私たちは、満腔の怒りをもってこの命令を許さず、さらなる組織の団結を強化しながら、あらゆる闘いを進めていかなければなりません。

この闘いは、加藤誠二さんの不当解雇に対する抗議ストライキに対して、会社が嫌悪したことによって、名古屋地本の組合員20名に対し、ボーナスカットがかけられたことに対する取り組みでした。

この間、名古屋地本の総力をあげ、4年間にわたり闘ってきました。その中で、全組合員の証人審問への傍聴の取り組みや、証人になる組合員の激励や各分会での議論等を通じながら、組織の強化を実現してきました。

また、この闘いに対して、OBの先輩も積極的に闘いを担っていただき、大きな前進も創りだしてきました。

私たちは、こうした成果を確認し、不当な命令に屈することなく、新たな闘いを展望し闘っていかなくてははいけません。組合員の皆さん！新たな第一歩を踏み出していこうではありませんか！！

新たな闘いにむけ、
さらに力強く前進しよう！